

# 訓令

## 埼玉県訓令第九号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

様式第十三号の二中「子の育児休業が」を「子若しくは2歳までの子の育児休業が」に改め、同様式の（注）2中「子」の次に「若しくは2歳までの子」を、同様の次に「又は第2条の4に規定する場合」を加え、同様式の（注）4中「の育児休業又は」を「、」に改め、「1歳6か月までの子」の次に「又は2歳までの子」を加え、「又は第3号に掲げる」を「若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成二十九年十月一日から施行する。